

オランダ  
判例速報  
7/8月号

【労働法】

合併による給与体系統一を理由とした使用者による労働条件の一方的変更が認められた事案  
Amsterdam高裁2017年3月27日（判決公開は2017年4月10日）

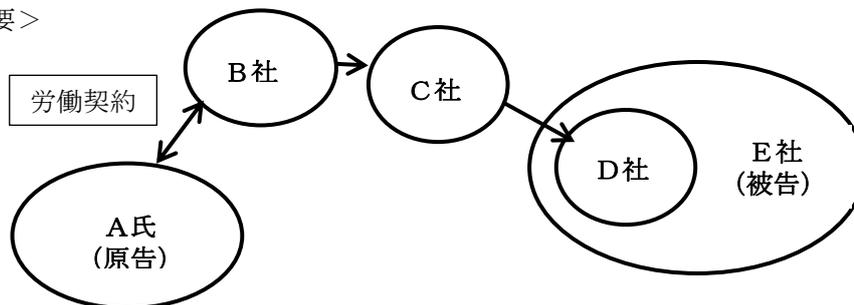
<ポイント解説>

本件は、事業譲渡により新たに労働条件を承継した使用者において、労働条件の一方的変更に関する条項を行使することを認めた事例である。原則として、事業譲渡が生じると、当該事業内で労働に従事していた労働者の労働条件も、法により自動的にそっくりそのまま譲渡人から譲受人に承継される（民7巻622条）。もし譲受人においてすでに労働者を雇用しているならば、使用者たる譲受人にとって労働者間の労働条件の統一が重要な課題となる。

労働法の規定によると、①たとえ雇用契約書中に使用者による労働条件の一方的変更を認める条項が含まれていても、②使用者においてそのような条項を行使することができるのは、合理的及び公平性の見地からして、労働条件の変更に関して使用者が有する重大な利益が、それによって労働者が被る不利益を上回る場合のみである（民7巻613条）。

本件では、アムステルダム高等裁判所は、新旧労働者間の労働条件を統一するため労働条件を一方的に変更することに重大な利益を有するとする使用者側の主張を認めた上で、労働者が被る不利益については、変更される労働条件を個別に見るのではなく、労働条件全体から見るべきであるところ、全体的にみて賃金が減ったということはできないため、合理的見地からして労働者に労働条件の一方的変更を受け入れさせることは酷ではないとして、使用者による労働条件の一方的変更を認めたものである。

<事案の概要>



A氏は1995年2月よりB社と労働契約を締結し、2006年9月からはシニアアカウントマネージャーの役職に就いていた。仕事内容は、De Gouden Gids（電話帳）への広告掲載の獲得であり、給料は固定給と歩合給から成り立っていた。

その後B社との労働条件はC社へ、そしてC社からD社へと承継され、2008年9月1日にD社がE社により買収されたことにより、A氏の労働条件は法により自動的にE社に承継された。E社は、給与体系を統一するため、2009年1月1日より、元D社の労働者の給与体系を変更した（以下「本件変更」）。

A氏は、本件変更により、A氏の労働条件及び役職を一方的に変更され職務内容が変わり、小口の顧客を担当することになり、歩合の部分が減ったことが主な原因で、かなりの給料の引き下げにつながったと主張し、本件変更は労働条件承継を定める民7巻662条などの規定に反しているので、2009年1月1日以前の労働条件に基づく給与を受ける権利があるとし、D社の労働条件の適用を請求した。その主な請求内容は、2009年1月1日に遡っての固定給月3,581ユーロの支払、D社の歩合制度を遡って適用しての支払、及びアカウントマネージャーへの復職などである。

第一審では、本件変更はA氏に不利益になっていないとのE社の主張を受け、まず、E社による一方的な本件変更が違法であるかを精査する前に、本件変更はA氏に不利益となっているのかを確認する必要があるとし、その中間判決において、本件変更のA氏への影響を調べるように取り決め、2010年9月29日にその報告が提出された（「本件報告」）。調査は、2009年4月1日から2010年7月1日の期間の(i) 新しい給与体系で計算した給与と(ii)2009年1月1日まで適用されていたD社の給与体系で計算した給与の2つを算出して比較したものであった。結果、D社がE社に吸収されてから過去15ヶ月の間で、A氏の給与は439ユーロ下がったことが判明したが、第一審は、この事実をもって本件変更がA氏に不利益をもたらしたと結論付けることはできないとし、A氏の請求を棄却した。それを受けてA氏は控訴した。

#### <争点>

- ① 使用者による一方的な役職条件の変更は違法であるかどうか。
- ② 使用者による一方的な労働条件の変更は違法であるかどうか。

#### <判旨>

まず、①A氏の役職条件が一方的に変更された件については、2007年のD社により行われた組織変更により、売上げが10.000ユーロ以上の大口顧客を担当するシニアアカウントマネージャーのポジションは廃止となり、以降、A氏はその役職には就いておらず、D社による組織変更後、A氏は、売上げが10.000ユーロ以下の小口顧客を担当していたというE社の主張に対し、A氏は反論をしなかったため、A氏の役職条件が2009年1月1日付けで変更されたというA氏の主張は認めることはできず、アカウントマネージャーへの復職請求は認められない。

次に、②のE社が実施した一方的な労働条件の変更の違法性についてであるが、最初の1995年に締結したA氏とB社との労働契約書には、給料は歩合と固定からなると定めてあり、その詳細は就業規則に定めるとある。労働契約書には、就業規則にある規定は、合法な手続を踏んだ上で使用者による一方的な変更又は追加は可能であり、変更及び追加された就業規則も労働契約の一部を成すと規定している。

A氏の給与に関する変更は、民7巻613条に規定する労働条件の一方的変更である。

本件変更数ヶ月前に合併が行われたという事実は、就業規則にある使用者による一方的な労働条件を変更する権限に何の影響を与えるものではない。元使用者の一方的労働条件を変更する権限は、その労働契約を承継した使用者も持ち続けることになる。また、2つの企業が合併したことにより労働条件の変更をしなければならないという必然性も生まれることもあり得る。

2009年1月1日よりE社とD社の事業が統一され、一つの建物に集約し、事務処理もE社のシステムを使用することになったが、E社とD社の給与体系は異なっていたため、同じ仕事内容であるにもかかわらず、給与が違うということが発生し、労働者たちが動揺してきたので、給与体系を統一することを決定し導入した。その際、元D社の労働者には、D社と同等の労働条件を与えている。したがって、本件変更はE社にとって重大な利益があったというE社の主張に対し、A氏は、元D社の労働者の労働条件をE社の労働者と同じレベルに引き下げることのみを目的としたものであり、E社に重大な利益があったとはとはいえないと反論するが、合併後、同じ職務に就いている労働者について異なった給与体系が存在することに直面した使用者にとって、労働条件を統一させるということは、一般的に見て、重大な利益があるといえる。E社の労働者評議会において、給与体系の変更について協議し同意したという事実からも、E社が本件変更に対し重大な利益を持っていたということが認められる。

したがって、A氏（及びその他の承継された労働者）の労働条件が、それを受入れることが酷なほど悪化した場合を除き、本件変更は認められるべきである。収入減となった給与に関する条件も含む

労働条件の引き下げに関する規定を一つ一つ見て判断するのではなく、給与体系システムの全体から判断することが重要であり、全体的に見て労働条件の引き下げとなり、合理的に見てA氏はその労働条件の引き下げを受け入れなければならないのは酷であるかどうかである。

A氏がこの新しい給与体系のもと、どのくらいの不利益を受けたのかを調べるに当たり、本件報告で実施されたように、A氏の収入を両方の給与体系のもとで算出し比較すべきであり、A氏が主張する2008年の収入を2009年と2010年の収入との比較するという方法では、A氏の不利益を精査することはできない。

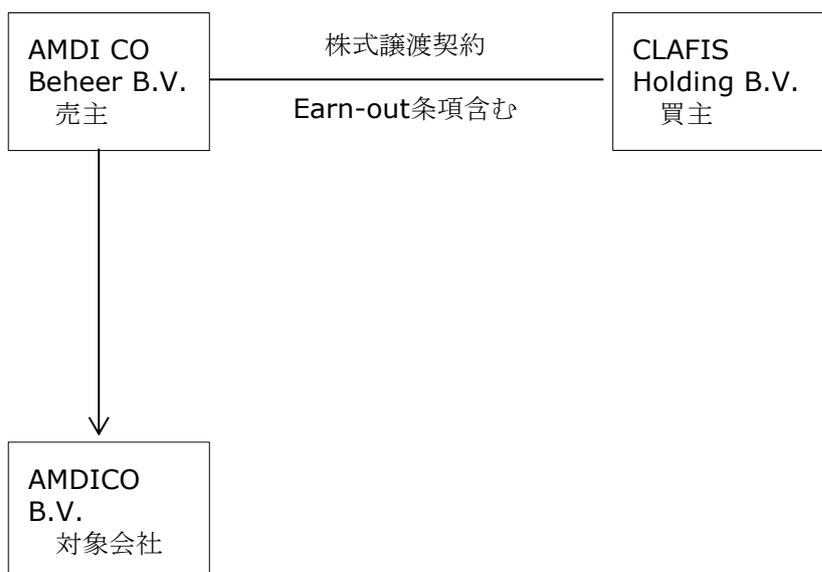
結論として、A氏の収入はかなり減ったとはいえず、給与体系の変更によりA氏が不利益をこうむったとは認められない。したがってA氏は本件変更を受け入れるべきであるとし、第一審の判決を維持し、A氏の請求を棄却する。

## 【会社法】

### M&Aのアーンアウト契約について通常の契約解釈の原則を適用すると判断した事例

#### <ポイント解説>

下級審判決ですが、M&Aにおいて利用されるEarn-Out Clause（アーンアウト条項）の解釈について判断した事例です。アーンアウト条項とは、株式譲渡契約において、譲渡対価の一部の支払いを、対象会社が達成する利益の額によって決する条項を意味します。アーンアウト条項の解釈も、過去の最高裁判例で打ち立てられた、通常の契約解釈の原則が適用されます。すなわち、ある契約書の解釈は、問題となる規定の文言の逐語的な解釈にのみ基づいて行うのではなく、当事者が個別具体的状況において合理的見地からしてお互いに与えることができたであろう意味、及び合理的見地からしてお互いに期待しえたであろう内容に基づいて行うのが大原則となります。しかし、例外的に、逐語的解釈に重点が置かれることもあります。本判決では、裁判所は逐語的解釈に重点を置いています。



## <事案の概要>

AMDICO Beheer B.V. (以下「売主」) は、測量事業を営むAMDICO B.V. (以下「対象会社」) の株式を100%保有していた。

CLAFIS Holding B.V. (以下「買主」) はオランダ全土で土地開発事業を営むClafisグループの統括会社であった。

2011年、売主及び買主は、対象会社の株式譲渡について交渉を行った。その後、買主の指示を受けたActive Service International B.V. (以下「財務アドバイザー」) は、「対象会社株式譲渡に関する覚書」を作成した(以下「本件覚書」)。本件覚書には2011年度から2013年度までの利益予想が含まれており、2011年度には€159.000,-、2012年度には€162.000,-、そして2013年度には€150.000,-の売上高の増加が予想されていた。また、本件覚書には、対象会社の価値は€800.000,-とするのが現実的とも記述されていた。

2011年12月15日、買主は売主に対して電子メールを送信し、対象会社の全株式の価値は€800.000,-ではなく、€585.000,-とするのが現実的であると反論した。また、買主は、2012年及び2013年の売上高は本件覚書に含まれる予想通りにはならないとして、対象会社の株式の70%の譲渡価格は€400.000とすべきと主張した。

2012年1月26日、売主及び買主は基本合意書(以下「基本合意書」)を締結した。基本合意書には次の規定を含んでいた。

「買主は、2012年2月1日付けで、対象会社の株式の70%を取得する意図を有する。譲渡価格は株式価値€800.000の70%、すなわち€560.000とする。買主はまず、2012年2月1日付けで、€409.500を売主に対して支払う。残金はEarn-Out Clause (以下「アーンアウト条項」)に従ってこれを支払う。売主は買主に対して帳簿内容を監査する機会を与える。当該監査の結果、2011年度の利益が著しく逸脱することが判明した場合には、本合意書を解約することができる。アーンアウト条項に従って支払われるべき譲渡価格の一部は、2012年度に達成した利益の金額に応じてこれを決めることとする。もし2012年度の利益が€160.000以上となるならば、買主は売主に対して譲渡価格の残金を全額支払う。もし実際の利益が前述の金額から逸脱するならば、買主は売主に対して逸脱した割合に応じて譲渡価格の残金を支払う。売主の取締役は、本件取引後も対象会社の経営に関与し続けることとする。」

買主は対象会社の帳簿の監査を実施し、その内容に関して売主にいくつか質問を行った。売主は質問に対して回答を行ったが、その後買主は追加的質問を一切行わなかった。

2012年3月15日、売主及び買主は株式譲渡契約書(以下「本件株式譲渡契約書」)を締結した。株式譲渡契約書には次の規定が含まれていた。

### 「第3条-

売主はここに、本件株式の買取及びその譲渡対価の決定のため買主が必要とする全ての情報を、買主に提供したことを保証する。

### 第4条 -

1. 本件株式の譲渡価格は売主によって提供された本件覚書に記載された譲渡価格と同額とする。買主は売主が提供した本件覚書の内容を十分に精査したことをここに宣する。

2. 譲渡価格は€560.000とする。

3. 買主は、譲渡価格のうち€409.500を、本契約書の締結時に売主に対して支払う義務を負う。

4. 譲渡価格の残金€150.500の支払いは、対象会社の2012年度に達成した利益の如何によるものとする。すなわち:

- もし対象会社の2012年度利益が€160.000以上となるならば、買主は売主に対して、譲渡価格の残金を全額支払う。
- もし対象会社の2012年度利益が€160.000未満となるならば、買主は売主に対して、割合に応じて譲渡価格の残金を支払う。しかし、この場合に買主が売主に対して支払う金額は、最低でも€50.000とする。

5. 買主は売主に対して、2013年3月15日までに、本条項に基づく譲渡対価の残金を支払うこととする。(…)」

2012年の対象会社の成績は、本件覚書に含まれる利益予想とは異なり、€38.779の損失となった。

2015年10月9日、売主は買主に対して書簡を送付し、本件株式譲渡契約書の4条4項の規定に基づいて、**€50.000**及び法定利息の支払いを請求した。

これに対して買主は、売主が本件株式譲渡契約書の3条の規定に違反したとして、すなわち、売主が本件株式譲渡契約書の締結時に全ての必要な情報、とりわけ譲渡価格の決定に関して重要な情報を提供しなかったことにより損害を被ったとして、**€129.500**（支払済み譲渡価格**€409.500**マイナス買主が主張する正しい買収価格**€280.000**との差額=**€129.500**）の支払いを請求した。

## <争点>

- ① 当事者 2012年の対象会社の経営成績は損失となったにも関わらず、買主は売主に対して本件株式譲渡契約書の4条4項に基づいて**€50.000**を支払う義務を負うか。
- ② 売主は、譲渡価格の決定に関して重要な情報を提供しなかったことにより、本件譲渡契約書の3条に違反したといえるか。

## <判旨>

争点①：裁判所は、過去の最高裁判例を引用し、契約の解釈の原則を示している。すなわち、ある書面による合意内容を解釈する際には、問題となる規定の文言の逐語的な解釈にのみ基づいて行うのではなく、当事者が個別具体的な状況において合理的見地からしてお互いに与えることができたとであろう意味、及び合理的見地からしてお互いに期待しえたであろう内容に基づいて行わなくてはならない（最高裁判決1981年3月13日）。その際には、具体的事案の全ての状況が決定的意味を有しているが、それは合理的及び公平性の原則によって評価されなくてはならない（最高裁判決2004年2月20日）。

ただし、実際には、書面に記載された文言の逐語的意味が重要な意味を持つこともある。その場合、書面の文言は文脈全体で読まれなくてはならず、社会生活の中で通常使われる意味を持つ。さらに、問題となる取引の性質、契約の内容の細かさ、契約の成立過程も重要な意味を持つこともあり、ことに当事者が（法律の）専門家の助言を受けていたか否かが重要となる（最高裁判決2007年6月29日）。

以上の契約の解釈の仕方を前提として、裁判所は、アーンアウト条約について次のように判断した。本件株式譲渡契約書の4条4項は、もし対象会社の2012年度利益が**€160.000**未満となるならば、買主は売主に対して、割合に応じて譲渡価格の残金を支払う。しかし、この場合に買主が売主に対して支払う金額は、**€50.000**を下回ることはない、と規定する。当該規定の文言によると、もし対象会社の2012年度利益が**€160.000**未満となるならば、買主は売主に対して少なくとも**€50.000**を支払わなくてはならないと解釈することができる。

この点、買主は、買主において本条項に基づき**€50.000**を支払わなくてはならないのは、2012年度に対象会社が利益を出した場合のみであり、損失を出した場合にまでこれを支払う義務はないと主張する。しかしながら、4条4項の文言を読んでも、そのような買主が主張する意味を見出すことはできない。また、本件株式譲渡契約書の基礎となった基本合意書の文言からもこれを見出すことはできない。さらに、買主はその主張を裏付ける具体的事実又は状況を挙げておらず、本裁判所は、4条4項の規定の逐語的解釈に重点を置くことができると判断する。

以上により、**€50.000**及び法定利息の支払いに関する売主の請求を認容する。

争点②：買主は売主が情報提供義務に違反したと主張する。具体的には、本件覚書には2011年度、2012年度、2013年度の利益予想が含まれていたが、当時明らかであった情報に基づくならば、このような利益予想を算出することは不可能であったはずであったと主張する。しかし、買主はこのような主張を裏付ける事実を指摘しておらず、かつ何ら証拠も提出していない。単に、利益予想と異なり、対象会社が損失を計上したからといって、買主がその主張を裏付ける証拠を何ら提出できていないことには変わりはない。本件覚書に含まれる利益予想はあくまで予想にすぎない。買主は売主が意図的に誤った情報を提供したとも主張しておらず、またそのような事実も一切明らかになっていない。その一方で、買主は本件株式譲渡契約の締結前に、買収監査を行ったことに、当事者間で争いはない。さらに、買収監査中、売主が買主からの質問に回答したところ、買主からはその後一切追加的質問はなかったことが明らかとなっている。

以上により、売主において情報提供義務違反はなかったと判断する。

**【EU法】**

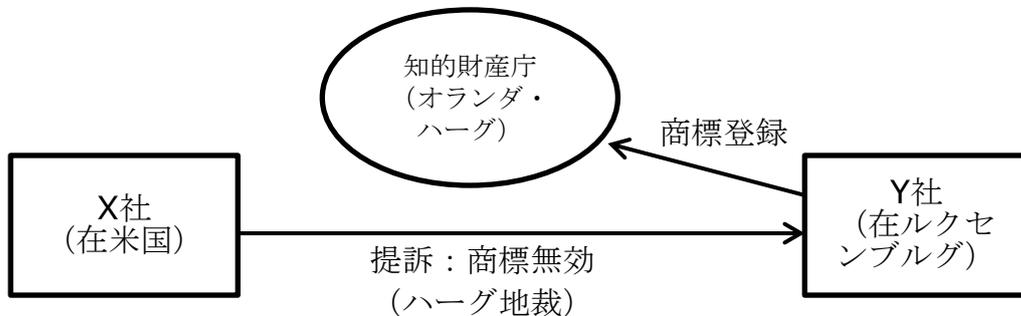
ルクセンブルグに所在する会社を被告とする商標侵害訴訟の管轄を決定するにつき、ベネルクス3国間の知的財産協定が知的財産権に関する管轄を定めたEU規則に優先し、オランダではなくルクセンブルグに管轄があると判断された事例（**Case C-230/15**、欧州司法裁判所第二法廷**2016年7月14日**先決裁定）

<ポイント解説>

商標と意匠に関する訴訟の管轄は、民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の執行に関する2000年12月22日の理事会規則44/2001\*（以下「EU規則」）の71条に従って、加盟国間の既存の協定で管轄に関する規定があればそれに従い、特に規定がなければ、EU規則22条4項（現24条4項）により登録地に管轄が認められます。ベネルクスの商標と意匠の登録申請は、オランダ・ハーグの知的財産庁で行われますが、ベネルクス協定4.6条は、原則として被告の住所地に管轄を認めており、本判決は、同協定がEU規則以降に発効したものであるにもかかわらず、EU運営条約350条に照らして、EU規則71条によりベネルクス協定4.6条の適用が除外されることはなく、結果として被告の住所地に管轄があることを認めました。

管轄違いにより却下の判決が下され、再度管轄のある裁判所に再訴を余儀なくされることは、訴訟にかけた時間、労力、訴訟費用などの不必要な負担を生みます。管轄地の決定は地味な論点ですが、訴訟実務にとってはきわめて大切で、本判決は参考となります。

\* 2015年1月10日以降に開始された手続には、改正規則1215/2012が適用されます。



## <事案の概要>

ルクセンブルグのBrite Strike Technologies SA（以下「Y社」という）は、アメリカのBrite Strike Technologies Inc.（以下「X社」という）の照明製品を販売するネットワークに属していた。2010年2月、Y社は、「Brite Strike」という語を表す記号をベネルクスの商標として登録する申請を、オランダ・ハーグにあるベネルクス知的財産庁（商標と意匠）に申請し、同商標が登録された。

X社は、2012年9月、ベネルクス知的財産協定（以下「ベネルクス協定」）に基づいて当該商標の無効を求めて、ハーグ地方裁判所に訴訟を提起した。すなわちY社は、X社が「Brite Strike」という語を表す記号をベネルクス3国で使用していたことを知りながら、それを使用する独占的な使用権を得る意図をもって、当該記号をベネルクスの商標として登録し、その結果、X社は、ベネルクスで当該記号を継続して使用することができなくなったというのである。

X社の訴訟提起に対して、Y社はハーグの裁判所には管轄がないと反論し、訴訟はハーグではなく、ルクセンブルグで提起されるべきだったと主張した。ベネルクスの商標と意匠をめぐる紛争の管轄規定であるベネルクス協定4.6条によれば、被告であるY社の住所地であるルクセンブルグに裁判管轄がある。一方、EU規則22条4項によれば、特許、商標、意匠等の申請または無効に関する手続については登録がなされた加盟国（本件ではオランダ）の裁判所が独占的な管轄権を有する。

ベネルクス協定とEU規則のいずれが適用されるかについては、民事および商事事件における管轄並びに判決の承認と執行に関するEU規則71条が関係する。同条は、加盟国が当事国となっている管轄または判決の承認・執行に適用される協定に対しては、EU規則は影響を及ぼさないと定めている。しかし、ベネルクス協定はEU規則後に発効しているため、71条の規定に基づき同協定4.6条の適用が除外され、その結果EU規則22条4項が適用されるのではないかが問題となる。この71条等のEU規定とベネルクス協定との関係について、ハーグ地方裁判所は先決裁定を求めて欧州司法裁判所に事案を回付した。

## <争点>

EU規則71条に基づきベネルクス協定4.6条の適用が除外され、その結果、EU規則が優先適用されるか。

## <判旨>

欧州司法裁判所は、次の理由により、EU規則71条によるベネルクス協定4.6条の適用の除外はないと結論づけた。

EU規則71条は、「他の法律文書との関係」という見出しの第7章の中にあり、EU規則は「加盟国が当事国となっており、かつ特定の事項に関連し管轄…を決定する協定には影響を及ぼさないものとする」と規定している。

そこで、EU規則に定められた管轄の規定と加盟国間で締結された協定の管轄の規定との関係については、EU規則71条により協定が選択されて適用されてきた。ただし、加盟国が新しい特定の協定を締結したり、すでに施行されている協定を改正したりすることによって、EU規則の規定を優越する規定を導入することはできないと解されている（当裁判所の先例）。

もっとも、本件の検討においては、ベネルクス協定があるベルギー、ルクセンブルグ、オランダの地域同盟で締結された協定であることを考慮しなければならない。ベネルクス3国の地域同盟の目的

がEU条約およびEU運営条約の適用により達成されない限り、両条約はこの地域同盟の存在または完成を妨げるものではないというEU運営条約350条の見地に立って、EU規則71条を解釈しなければならない。

当裁判所は、地域同盟がEU域内市場よりも発展している場合には、EU規則71条により、地域同盟内で適用される規定がEU規定から逸脱しているとしても有効とすると判断してきた（当裁判所の先例）。EU規定からの逸脱が正当化されるためには、その逸脱がベネルクス体制の適切な役割にとって不可欠である必要があり、EU法の適用によりベネルクス連合の不調和が生じることや、その発展を阻害することを避けるというEU運営条約の目的に沿っていなければならない（当裁判所の先例）。

第1に、商標・意匠事案において、ベネルクスの制度は、完全な統一的な規則と共通の制度的、手続的規則（ベネルクス協定の4.6条を含む）があり、EUの制度よりも発展している。

第2に、ベネルクスの商標および意匠は、非集中的な制度であり、ベネルクス司法裁判所に先決裁定を求めて質問を回付する仕組みがあり、多言語である。そして、ベネルクス協定4.6条は、特に被告の住所地に管轄を置き、EU規則22条4項により商標および意匠に関する紛争が集中する代わりに、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの裁判所によって取り扱うことができるようにしており、商標および意匠に関するベネルクス体制の適切な機能に不可欠なものである。

したがって、EU機能条約350条に照らせば、EU規則71条が、ベネルクス協定4.6条によるベネルクスの商標と意匠に関する紛争に関する管轄規定を有効とすることを妨げていることは明らかである。

以上により、EU規則71条は、EU機能条約350条の見地から、ベネルクス知的財産協定4.6条に定めるベネルクスの商標と意匠に係る紛争についての管轄規定に関する紛争への適用を除外しないと判断する。